

特別養護老人ホーム喜寿苑清須 料金表

【介護保険サービス】

令和6年4月1日～

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	682単位/日	753単位/日	828単位/日	901単位/日	971単位/日
看護体制加算（Ⅰ）イ	12単位/日				
看護体制加算（Ⅱ）イ	23単位/日				
栄養マネジメント強化加算	11単位/日				
日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位/日				
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46単位/日				
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月				
介護処遇改善加算Ⅰ	合計単位×8.3%				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位×2.7%				
介護職員ベースアップ等支援加算	合計単位×1.6%				
1ヶ月（31日計算）合計	28791単位	31270単位	33889単位	36437単位	38879単位
介護保険自己負担分（1割）	29194円	31708円	34364円	36948円	39424円
介護保険自己負担分（2割）	58389円	63416円	68727円	73895円	78847円
介護保険自己負担分（3割）	87583円	95124円	103091円	110842円	118270円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	2006円/日	820円/日	820円/日	1310円/日	1310円/日
食費	1445円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1360円/日
1ヶ月（31日計算）合計	106981円	34720円	37510円	60760円	82770円

※介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村窓口に申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります。

第一段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、高齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者）

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること（夫婦は合計2,000万円以下）

第二段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦は合計1,650万円以下）

第三段階①（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦は合計1,550万円以下）

第三段階②（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える）

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦は合計1,500万円以下）

【1ヶ月負担目安】

（単位：円）

	介護保険負担割合証1割負担	介護保険負担割合証2割負担	介護保険負担割合証3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要介護1	136,175	165,370	194,564	63,914	66,704	89,954	111,964
要介護2	138,689	170,397	202,105	66,428	69,218	92,468	114,478
要介護3	141,345	175,708	210,072	69,084	71,874	95,124	117,134
要介護4	143,929	180,876	217,823	71,668	74,458	97,708	119,718
要介護5	146,405	185,828	225,251	74,144	76,934	100,184	122,194

※上記金額は、1ヶ月（31日）あたりの目安を示したものです。月の日数により差額が生じる場合があります。

【その他費用】

その他の加算	・初期加算	1日30単位（入所した日より起算して30日以内、30日を超えて医療機関へ入院し再入所した場合）
	・入院時外泊時加算	1日246単位（1ヶ月6日限度）
	・安全対策体制加算	入所初日に限り、20単位（安全対策に係る研修を受けた担当者の配置、安全対策を実施する体制の設備がなされている場合）
※該当する項目について日数分が加算されます。		
※豊橋市は7級地に該当しているため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となっています。		
その他の主な費用、おやつ代：1日100円、理髪サービス、カット、2,000円、カット＋髭剃り：2,500円。		
電気使用量（テレビ、冷蔵庫等、個人で使用される場合）：1日40円、医療費・薬代：実費、その他嗜好品：実費、教養娯楽費：実費		